



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成27年5月1日

担 当	埼玉労働局総務部企画室	
	室長	松本 桂一郎
	室長補佐	腰越 晴彦
	(電話)	048-600-6201

「平成27年度労働行政運営方針」を策定しました！

～ 全ての人々が能力を高め、安心して将来に希望を持って働くことのできる

社会・環境の整備を図るために～

埼玉労働局（局長 阿部 充）は、今般、「平成27年度埼玉労働局労働行政運営方針」を策定しました。

今年度の労働行政運営方針では、人材が我が国最大の資源であるとの認識の下、若者・女性・高齢者等の活躍推進など人材力の強化を図るとともに、長時間労働の抑制による過重労働解消や休暇取得促進をはじめとした働き過ぎ防止のための実現など、安心して将来に希望を持って働くことができる社会を目指した施策の推進を図ることとしております。

埼玉労働局では、地域の総合労働行政機関としての機能及び、国の機関として全国ネットワークを有する長所を発揮しつつ、計画的・効率的かつ地域に密着した行政を展開していくこととしており、労働行政運営方針の内容を、事業主をはじめ関係する方々に理解していただくため、「労働行政のあらまし」を作成し、あらゆる機会に周知していくこととしています。

なお、この労働行政のあらましは、「埼玉労働局ホームページ (http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou.html)」に掲載しています。